

法学部通信教育課程

I 2014年度大学評価委員会の評価結果への対応

評価結果において課題としてまたは必要性があると指摘とされたのは、①学生の学習成果の定期的な把握、②専任教員の未充足の解消、③新カリキュラムの成果の評価・検証、④審議体制の適切性の検証であった。このうち、①③④については今年度においても継続的に検討する。②については、今年度も法律学科の専任教員1名（刑法担当）を採用し、次年度の採用についてもすでに行政法担当の専任教員の採用手続を開始しており、問題の解消に取り組んでいる。

II 現状分析

1 理念・目的

1.1 理念・目的は、適切に設定されているか。

①学部（学科）として目指すべき方向性等を明らかにした理念・目的が設定されていますか。
学部の理念・目的を設定している。

1.2 理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

①どのように理念・目的を周知・公表していますか。
『学習のしおり』において法政大学通信教育部の教育理念・目的・目標の一部として学生に周知し、また、通信教育部のホームページ・入学案内で公表している。

1.3 理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

①理念・目的の適切性の検証プロセスを具体的に説明してください。
法学部法律学科の通信教育課程について実質的な検討を行う法律学科会議において、カリキュラム編成の審議等に際して必要に応じて検証している。

2 教員・教員組織

2.1 学部等として求める教員像および教員組織の編制方針を明確にしているか。

①学位授与方針およびカリキュラムを前提とした教員像、教員組織の編制方針を明らかにしていますか。具体的に説明してください。
法学部法律学科の通信教育課程では、大学通信教育設置基準附則抄3により、同基準第9条にかかわらず通信教育課程に専念する教員が置かれていないが、通学課程教員が通信教育にもあたることで教育が行われている。よって、通学課程と同一の教員像をもって教員組織の編成に当たっていることとなる。

②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていますか。
教授会の下、法律学科会議が学科主任の主催の下で基本的な責任を負い、行政的な第一次的責任者として通信教育学務委員会委員（主任1名、計2名）を当てる等、細かい実施体制を確立している。

2.2 教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

①学部（学科）のカリキュラムにふさわしい教員組織を備えていますか。また、なぜそのように判断しましたか。
通学課程と同等の学位授与方針およびカリキュラムの下で、通学課程の専任教員が各教科担当者となる体制となっており、法学部法律学科の通信教育課程のカリキュラムに相応しい教員組織を備えている。

3 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

3.1 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

①学部（学科）として修得すべき学習成果、その達成のための諸要件（卒業要件）を明示した学位授与方針を設定していますか。
学位授与方針を設定している。

3.2 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

①学生に期待する学習成果の達成を可能とするための教育課程の編成・実施方針を設定していますか。
教育課程の編成・実施方針を設定している。

3.3 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

①どのように教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していきますか。
通信教育部のホームページにて周知・公表している。

3.4 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

①教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性の検証プロセスを具体的に説明してください。
教育課程の編成・実施方針の適切性については、法律学科会議において、開講科目の審議等において、必要に応じて検証

している。

4 教育課程・教育内容

4.1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

①学生の能力育成の観点からカリキュラムの順次性・体系性をどのように確保していますか。

真に学ぶ意欲と適性のある学生に対し、通学課程と同一水準の教育を提供し、広範な知的素養と思考力を身につけた、社会に貢献しうる人材を育成するための授業科目を体系的に配置している。2013年度から実施されている新カリキュラムでは、専門科目について、カリキュラムの順次性・体系性を確保すべく教科の年次配当が適切になされるよう意を払い、また、学生の科目選択にあたって、科目名称から学習内容を把握しやすいように、〇〇法一部・二部といった科目名を廃して、内容を反映した科目名称としている。

4.2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

①学生の能力育成の観点から教育内容が適切に提供されていますか。また、なぜそのように判断しましたか。

通学課程と同等の、法律学の完成された体系に基づくカリキュラムを提供している。2013年度から実施されている新カリキュラムにおいては、他大学において通学課程の法律学科において卒業論文を必修とする例が稀であることに鑑み、従来必修とされていた卒業論文を他の科目8単位に振り替えることによっても卒業要件を満たすことができるようにして、卒業論文を実質的に選択科目化するとともに、卒業論文を提出しない者も法律学修養に関して卒業論文作成と同等の努力を要するものとしている。さらに、近年、知的財産法(特講)や刑事政策を開講するなど開講科目の充実を図っている。

5 教育方法

5.1 能力育成の観点から教育方法および学習指導は適切か。

①学生の履修指導をどのように行っていますか。

毎年開催される学習ガイダンスのなかで一般的な履修指導を実施しているほか、オフィスアワーを実施し、適宜、必要に応じて個別な履修指導を実施している。また、単位修得状況が思わしくない学生に対しては「履修計画書」の提出を指導している。

②学生への学習指導をどのように行っていますか。

学生の学習指導のために、学習を進めるにあたって生じた疑問点についての質問をすることができる「学習質疑」の制度を設けているほか、学習相談会も実施して、履修上・学習上の相談に応じている。また、2012年度より通信教育部において学習ガイダンスの機会を増やしており、2013年度から各学部・学科が実施に携わっている。

5.2 シラバスに基づいて授業が展開されているか。

①シラバスが適切に作成されているかの検証を行っていますか。

シラバスの適切性については、通信教育課程主任が、兼任講師が担当する科目についてそのシラバスを確認し、必要に応じて修正を依頼することを通して、検証している。

②授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っていますか。

通信教育課程において授業がシラバスに沿って行われているかが問題となるのはスクーリング科目であるところ、これを兼任講師が担当する場合に同一名称の通信学習科目の科目担当者(専任教員)がシラバスに沿った授業が実施されているかを確認している。

5.3 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

①成績評価と単位認定の適切性をどのように確認していますか。

卒業論文については、毎年度、卒業論文の口頭試問が終了した3月の法律学科会議において、総括的な審議を実施し、そのなかで成績評価と単位認定の適切性についても検証し確認している。また、それ以外の科目(スクーリング科目を含む)についても、法律学科会議でカリキュラム編成の審議等に際して必要に応じて検証している。

②他大学等における既修得単位の認定を適切な学部(学科)内基準を設けて実施していますか。

基準を適切に設定して他大学等における既修得単位の認定を実施している。

6 成果

6.1 教育目標に沿った成果が上がっているか。

①学生の学習成果をどのように測定していますか。

学生の学習成果は、教科ごとのレポートまたは小テスト(メディアスクーリング授業の場合)および単位修得試験により測定している。

②成績分布、試験放棄(登録と受験の差)、進級などの状況を学部(学科)単位で把握していますか。

学生の進級については、法学部教授会規程に従い、法学部教授会で個別に判定している。学生の成績分布、試験放棄(登録と受験の差)などの実績は、教授会が定期的に報告を求める体制にはなっていないが、通信教育部事務部から通信教育部

学務委員を通じて学部・学科に報告がなされ得る体制になっている。
6.2 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。
①卒業、卒業保留、退学状況を学部（学科）単位で把握していますか。 卒業、卒業保留、退学については法律学科会議での検討のうえ法学部教授会の議を経て認定する体制となっており、この審議を通してこれらの状況を把握している。
7 学生の受け入れ
7.1 学生の受け入れ方針を明示しているか。
①求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を設定していますか。 学生の受け入れ方針を設定している。
7.2 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
①定員の超過・未充足にどのように対応していますか。 入学者を増加させるために、入学相談会を実施し、通信学習科目にとどまらない、通信制の学生にとって利用しやすい授業形態（メディアスクーリング等）の科目を拡充している。また、離籍者数を減少させるために、学習ガイダンスにおいて法律学科での学びに必要な態度・心構え・意義、レポートの書き方、具体的な学習方法などについて指導している。
7.3 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。
①学生募集および入学者選抜の結果についてどのように検証していますか。 法律学科会議において、学務委員の報告に基づき、学生募集および入学者選抜の結果について必要に応じて検証している。
8 管理運営
8.1 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。
①通信教育課程主任をはじめとする所要の職を置き、また通信教育学務委員会等の組織を設け、これらの権限や責任を明確にした規程を整備し、規程に則った運営が行われていますか。 法学部では通信教育課程主任を置いている。また、法学部法律学科の通信教育課程に関する事項の実質的な検討は法律学科会議においてなされている。通信教育課程主任は、法政大学通信教育部学則において位置づけられており、法政大学法学部教授会規程に従い、法学部教授会で選出されている。
9 内部質保証
9.1 内部質保証システム（質保証委員会等）を適切に機能させているか。
①質保証に関する各種委員会は適切に活動していますか。 法学部質保証委員会が設置され、通学課程とあわせて質保証活動を行っている。 法学部質保証委員会委員を学部執行部・通信教育学務委員とは兼務しない者として、その活動の独立性を確保している。 ②質保証活動への教員の参加状況を説明してください。 法学部質保証委員会が通学課程とあわせて通信教育課程の質保証も行うので、通学課程と同等と考える。
学生支援【任意項目】
学生への生活支援は適切に行われているか。
・学部（学科）として学生の生活相談に組織的に対応していますか。 通信教育課程の特質から、組織的な対応として学生の生活相談には応じていないが、オフィスアワー等において個別の学生から相談があった場合、各教員の判断で必要に応じて対応している。
・学部（学科）として各種ハラスメント（アカデミックハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等）の防止の取り組みを行なっていますか。 通学課程教員が通信教育にもあたることで教育が行われているため、通学課程と同等であると考えている。
・学部（学科）として学生の海外留学等の相談に組織的に対応していますか。 通信教育課程の特質から、組織的な対応として学生の海外留学等の相談には応じていないが、オフィスアワー等において個別の学生から相談があった場合、各教員の判断で必要に応じて対応している。
教育研究等環境【任意項目】
教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。
・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）、技術スタッフなどの教育研究支援体制は整備されていますか。 TA、RA等の教育研究支援体制は整備されていないが、通信教育部のWeb学習相談制度が教育支援の役割をも果たしていると考えている。

研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。	
・研究倫理に関する学内規程に基づき、規程の周知、研修会の開催等、研究倫理を浸透させるための取り組みを行っていますか。	
通学課程教員が通信教育にもあたることで教育が行われているため、通学課程と同等であると考えている。	
社会連携・社会貢献【任意項目】	
教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	
・教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動（シンポジウムや公開講座など）を行っていますか。	
通学課程教員が通信教育にもあたることで教育が行われているため、通学課程と同等であると考えている。	
・学外組織との連携協力による教育研究の推進に関する取り組みを行っていますか。	
通学課程教員が通信教育にもあたることで教育が行われているため、通学課程と同等であると考えている。	
・地域交流や国際交流事業に関する取り組みを行っていますか。	
通学課程教員が通信教育にもあたることで教育が行われているため、通学課程と同等であると考えている。	
現状分析根拠資料一覧	
資料番号	資料名
1 理念・目的	
	法政大学通信教育部『学習のしおり 2015』
2 教員・教員組織	
	法政大学学術研究データベース
3 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	
	法政大学通信教育部ホームページ
4 教育課程・教育内容	
	法政大学通信教育部『学習のしおり 2015』
	法政大学通信教育部ホームページ
5 教育方法	
	法政大学通信教育部『学習のしおり 2015』
	法政大学通信教育部ホームページ
6 成果	
	「法政大学法学部教授会規程」
7 学生の受け入れ	
	法政大学通信教育部ホームページ
8 管理運営	
	「法政大学通信教育部学則」
	「法政大学法学部教授会規程」
9 内部質保証	
	「2014年度 法学部質保証委員会 活動報告書」
学生支援	
	法政大学通信教育部ホームページ
教育研究等環境	
	法政大学通信教育部ホームページ

III. 学部(学科)の重点目標

<p>新カリキュラムの実施状況と授業形態（通信学習かスクーリングかなど）の適切性についての検証をとくに重視する。いずれも法律学科会議において検討することとしているが、これに加えて、必要があるとの判断に至れば、法律学科カリキュラム委員会に審議検討を依頼する。</p>
--

IV 2014年度目標達成状況

No	評価基準	理念・目的
1	中期目標	幅広い年齢層にわたる多様な社会経験を有する学生に対し、社会に広く開放された学問の場を提供する。

	年度目標	学生の様々なライフスタイルやニーズに対応した教育の機会を提供できているか（メディアスクーリングの充実など）について検討する。	
	達成指標	法律学科会議での検討（メディアスクーリングの充実など）	
	年度末報告	自己評価	A
		理由	法律学科会議において、次年度の開講科目の審議に際し、多様な学生に広く学問の場を提供するために、メディアスクーリングや週末・GW スクーリングの開講数について検討した。
		改善策	多様な学生に学問の場をできるだけ多く与えるために、法律学科の教育の特性と通信教育課程の特質を踏まえながら、どのような授業形態が適切かについてさらに検討を深める必要がある。
No	評価基準	教員・教員組織	
2	中期目標	学部所属の専任教員に加えて、専任教員だけでは十分に対応できない科目については外部講師による協力を求める。	
	年度目標	通信教育課程における法学教育の意味を踏まえつつ、現在の教員組織のあり方の妥当性について検証する。	
	達成指標	法律学科会議での議論	
	年度末報告	自己評価	A
		理由	法律学科会議において、刑法担当の専任教員の新規採用人事や次年度の開講科目の審議時に、法律学科の通学課程と通信教育課程の授業、法学研究科の授業などを専任教員がどのようにして分担するのかについて議論した。
改善策		メディアスクーリングが登場するなど授業形態が多様化するなかで、学部教育・大学院教育を含めて、専任教員が担当すべき授業と外部講師の協力を求める部分をどのように区別するかについて、長期的に検討することが必要である。	
No	評価基準	教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	
3	中期目標	社会で生起する様々な問題に対する法的なものの方見方を習得できるようにするため、時代のニーズに応えた多様な科目を提供するほか、メディアスクーリングの充実など多様な方法による学びの場を提供する。	
	年度目標	通信教育課程における法学教育の意味を踏まえつつ、教育課程の編成・実施方針について議論する。	
	達成指標	法律学科会議での議論（ナンバリング、卒業者数の増減、卒業論文のレベル、メディアスクーリングの充実）。	
	年度末報告	自己評価	A
		理由	法律学科会議で、科目ナンバリング、卒業者数の増減、卒業論文のレベル、メディアスクーリングの充実のいずれの点についても議論がなされた。これらのうち、科目ナンバリングについては成案を得た。卒業論文については、とくに本年度に提出されたものについて懇談が行われ、とりわけ指導方法について幅広い視野からの議論がなされた。メディアスクーリングについては、次年度より開講数を増加させることとした。
改善策		卒業生数の増減と卒業論文のレベルについては、通信教育課程におけるカリキュラム改革の成果とも関連させながら検討することが必要である。メディアスクーリングは今後も開講数を徐々に増やしていくことが必要である。	
No	評価基準	教育課程・教育内容	
4	中期目標	通信教育課程において法学教育を行うことの意味やその特質を明らかにすることを通じて、通学課程と同一水準の教育レベルを確保しつつ、通信教育課程における法学教育の位置付けの明確化	
	年度目標	新カリキュラムの実施のなかで従来型の卒論と卒論の選択科目化との整合性について議論を詰めるほか、ナンバリングの議論とも絡めて、教育内容の体系性（順次性）について検討	
	達成指標	通信教育事務室を通じた情報収集、法律学科会議での検討	
	年度末報告	自己評価	A
理由		法律学科会議では、本年度において審査した卒業論文についての懇談を実施し従来型の卒業論文（必修）と選択科目となった卒業論文とのレベルなどの差異について検討した。また、科目	

			ナンバリングに関する審議、次年度の開講科目についての審議では、教育内容の体系性が議論された。
		改善策	通信教育課程では学生が多様であるという特質に配慮したカリキュラムを編成する必要があり、この点は適切に検討されているところだが、今後も法律学科会議で継続的に審議する必要がある。卒業論文については、その指導方法を含めた多様な観点から検討が求められる。
No	評価基準		教育方法
5	中期目標		離籍者・在籍者数が増加傾向にあることを真摯に受け止め、入学から卒業まで学生が自主的に学習に取り組むインセンティブを継続できるような態勢について検討
	年度目標		スクーリング、通信学習のあり方や日常の自主的な学習を支援するための方策の検討（シラバスの記載の充実、卒論指導のあり方）
	達成指標		アンケートの実施、学習ガイダンスの実施回数の確保、卒業論文指導のあり方に関する法律学科会議での検討
	年度末報告	自己評価	A
		理由	授業改善アンケートについては従来通り実施され、通学課程における Web 化に伴い、次年度以降は、対象となる授業の範囲を拡大することとした。学習ガイダンスは従来通り実施された。卒業論文指導のあり方については、本年度に提出された卒業論文に関する懇談において、多面的な検討がなされた。
改善策		とりわけ卒業論文指導のあり方については、従来通りの一般指導によることの可否を含めて、卒業論文を選択科目化したこととも関連づけながら、継続的な検討が必要である。	
No	評価基準		成果
6	中期目標		自主学習をサポートする体制および卒業論文指導の充実
	年度目標		単位修得試験及び成績評価の厳正化を担保するための方策および卒業論文指導充実のための具体化
	達成指標		法律学科会での検討（卒業論文および通信学習の評価基準の明確化）
	年度末報告	自己評価	A
		理由	法律学科会議において、卒業論文の評価基準については今年度に提出された卒業論文に関する懇談を実施して検討した、また、通信学習の評価基準については、単位修得試験の前段階であるレポートのあり方をめぐって多面的な議論を行い、次年度以降、レポート執筆の適正化のために適切な措置をとることとした。
改善策		卒業論文の評価基準の明確化については、毎年度実施されている卒業論文についての懇談の成果を踏まえつつ、やや時間をかけた慎重な検討が必要である。通信学習については、とくにレポート執筆の適正化問題を早急に解決する必要がある。	
No	評価基準		学生の受け入れ
7	中期目標		多様なバックグラウンドを有する学生をより多く受け入れる。その際、法学教育を受けるのに適切な能力や意欲を有しているかを考慮するため、これまでの成績評価や各人の志望理由を精査する。
	年度目標		成績評価・志望理由のチェック
	達成指標		入学願書等の審査
	年度末報告	自己評価	A
		理由	出願者の提出書類によって、学務委員が高等学校等での成績や志望理由を厳格かつ適切に審査して可否を判定した。
改善策		可否判定の方法についてさしあたり変更の必要はないと思われ、今後も適切かつ厳格な審査が実施されるよう努める必要がある。	
No	評価基準		内部質保証
8	中期目標		法学部質保証委員会を通じた質保証活動
	年度目標		質保証委員会（通信教育課程）を通じた質保証活動
	達成指標		質保証委員会（通信教育課程）での議論
	年度末報告	自己評価	A
理由		法学部質保証委員会において、法律学科の通信教育課程についても適切な議論がなされ、いく	

		つかの課題が示されたが、おおむね適切に教育活動が実施されているとの評価が得られた。
	改善策	今後も継続的に通信教育課程のカリキュラムや教育方法などについてチェックし、より積極的な提言をしていく必要がある。

V 2014 年度中期目標・年度目標

No	評価基準	理念・目的
1	中期目標	幅広い年齢層にわたる多様な社会経験を有する学生に対し、社会に広く開放された学問の場を提供する。
	年度目標	カリキュラムが学生の様々なライフスタイルやニーズに対応した学習の機会を提供するものとなっているかを検証する。
	達成指標	法律学科会議での検討
No	評価基準	教員・教員組織
2	中期目標	学部所属の専任教員に加えて、専任教員だけでは十分に対応できない科目については外部講師による協力を求める
	年度目標	通信教育課程の特質に配慮したカリキュラムを提供するために適切な教員組織となっているか否かを、外部講師による科目担当の点も含めて検証する。
	達成指標	法律学科会議での検討
No	評価基準	教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
3	中期目標	社会で生起する様々な問題に対する法的なものを見方を習得できるようにするため、時代のニーズに応えた多様な科目を提供するほか、メディアスクーリングの充実など多様な方法による学びの場を提供する。
	年度目標	開講科目が時代のニーズに応えたものか、学生に多様な学びの場を提供するものとなっているかを検証する。
	達成指標	法律学科会議での検討
No	評価基準	教育課程・教育内容
4	中期目標	通信教育課程において法学教育を行うことの意味やその特質を明らかにすることを通じて、通学課程と同一水準の教育レベルを確保しつつ、通信教育課程における法学教育の位置付けの明確化
	年度目標	すでに実施されている新カリキュラムが通学課程のカリキュラムと同一水準の教育レベルを確保しているか否かについて、実施状況を含めて検証する。
	達成指標	法律学科会議での検討
No	評価基準	教育方法
5	中期目標	離籍者・在籍者数が増加傾向にあることを真摯に受け止め、入学から卒業まで学生が自主的に学習に取り組むインセンティブを継続できるような態勢について検討
	年度目標	専門教育科目が学生のニーズに適った授業形態（通信学習かスクーリングかなど）で開講されているか否かについて検証する。
	達成指標	法律学科会議での検討
No	評価基準	成果
6	中期目標	自主学習をサポートする体制および卒業論文指導の充実
	年度目標	自主学習のサポート体制および卒業論文指導の体制の充実化について検討する。
	達成指標	法律学科会議での検討
No	評価基準	学生の受け入れ
7	中期目標	多様なバックグラウンドを有する学生をより多く受け入れる。その際、法学教育を受けるのに適切な能力や意欲を有しているかを考慮するため、これまでの成績評価や各人の志望理由を精査する。
	年度目標	成績評価・志望理由のチェック
	達成指標	入学願書等の審査
No	評価基準	内部質保証
8	中期目標	法学部質保証委員会を通じた質保証活動
	年度目標	法学部質保証委員会において、法学部法律学科の通信教育課程で教育の質が確保されているか否かを検証する。

達成指標	法学部質保証委員会での検討
------	---------------

VI 2012年度認証評価 努力課題に対する改善計画（報告）書

該当なし

VII 大学評価報告書

大学評価委員会の評価結果への対応に関する所見	
<p>法学部通信教育課程に対する昨年度の大学評価結果において課題としてまたは必要性があると指摘されたものへの対応状況については次の通りである。①学生の学習成果の定期的な把握については、昨年度、十分な議論が行われなかった。通学制と異なり、通信教育課程の場合、レポートと単位修得試験によって学生の学習状況を確認する必要があるため、まずは学習成果の把握の方法の検討が必要であろう。②専任教員の未充足の解消については、本年度に法律学科の専任教員1名（刑法担当）を採用し、次年度の採用についても行政法担当の専任教員の採用手続を開始しており、問題の解消に取り組んでいることは評価されるので、引き続き、一段の未充足解消に努めることを期待したい。③新カリキュラムの成果の評価・検証については、新カリキュラムがスタートしたところであり、まずは卒業論文の提出状況や内容に関しての意見交換が実施された。今後は、カリキュラム改革にともなって新設した科目を中心に学生が体系的に法学を学習できるカリキュラムとなっているかを把握する必要があると認識している。④審議体制の適切性の検証については、引き続き検討する必要があると認識しているが、他方で、いわゆる通教改革に伴い置かれた通信教育課程主任を中心とする審議体制の適切性について議論があり、おおむね肯定的な意見が出された。</p>	
現状分析に対する所見	
1 理念・目的	
1.1 理念・目的は、適切に設定されているか。	<p>法学部通信教育課程の理念・目的は、「通信教育部は、設立当初より、全国の勤労学生に広く門戸を開放して高等教育を受ける場を提供してきたが、その後の社会の推移に伴い「生涯学習の担い手」という新たな社会的役割が付加されている。また、「いつでも、どこでも」情報ネットワークにアクセス可能というユビキタス社会の到来を睨み、情報通信技術の急速な発展と歩を一にし、「いつでも、どこでも」学べるという特長を一層活かすうる教育環境の整備とその地位の確立に努めている。」と設定されている。</p> <p>このように、法学部通信教育課程は、時代の要請に柔軟に対応してきたことは高く評価できる一方、社会の現状に照らした理念・目的としては、ややわかり難い面もあるので、具体的な表現については、さらに検討してみてもどうか。</p>
1.2 理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。	<p>『学習のしおり』において法政大学通信教育部の教育理念・目的・目標の一部として学生に周知し、また、大学および通信教育部のホームページ・入学案内で公表している。</p>
1.3 理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	<p>法学部法律学科の通信教育課程の理念・目的は、通学課程と同時に法律学科会議でカリキュラム編成の審議等に際し、必要に応じて検証している。昨年度、カリキュラム・ポリシーの検討を実施し、あわせて、法律学科会議において、理念・目的を検証した。</p>
2 教員・教員組織	
2.1 学部等として求める教員像および教員組織の編制方針を明確にしているか。	<p>法学部通信教育課程は、通学課程と同一の教員像および教員組織の編制方針となっている。</p> <p>教授会の下、法律学科会議が学科主任の主催の下で基本的な責任を負い、第一次的責任者として通信教育学務委員会委員を当てる等、細かい実施体制を確立している。</p>
2.2 教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	<p>通学課程と同等の学位授与方針およびカリキュラムの下で、同課程の専任教員が各教科担当者となる体制であるため、法律学科通信教育課程のカリキュラムに相応しい教員組織を備えている。</p>
3 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	
3.1 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	<p>法学部通信教育課程では、「人文・社会・自然などに関する幅広い教養」、「時代の先端を行く専門分野の学識」、「自立的に自由な発想と柔軟な判断が出来る能力」の修得などを掲げた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を設定している。</p>
3.2 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	<p>法学部通信教育課程では、「選択必修科目」と「選択科目」の分類およびその科目構成のほか、それぞれの科目について</p>

<p>法律学の体系的を勘案して学年配当を行うこと、卒業論文を必修とすることなどを教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）として設定している。</p>
<p>3.3 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。</p> <p>法学部通信教育課程の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、大学および通信教育部のホームページにて周知・公表している。</p>
<p>3.4 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。</p> <p>法学部通信教育課程の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性については、法律学科会議で必要に応じて検証している。検証は必要に応じて審議することとしているため、頻度は正確には分からないが、学位授与方針や教育課程の編成・実施の方針は、毎年度、法律学科会議において、次年度の開講科目を審議する際に検討されている。教育目標については、近年は検証していないが、そもそも歴史的に形成されてきた法律学の体系を前提とするものであるため、定期的な検証に馴染むものではないと認識されているが、「歴史的に形成された」とはいえ、時代に取り残されるようなことがないように心がけてもらいたい。</p>
<p>4 教育課程・教育内容</p>
<p>4.1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p> <p>法学部通信教育課程は、通学課程と同一水準の教育により、広範な知的素養と思考力を身につけた、社会に貢献しうる人材を育成するための授業科目を体系的に配置している。2013年度から実施の新カリキュラムでは、カリキュラムの順次性・体系的を確保すべく専門科目の年次配当を見直し、学習内容を把握しやすいように、〇〇法一部・二部といった科目名称から、授業の内容を反映した科目名に変更している。全体として、学生の能力育成の観点からみたカリキュラムの順次性・体系的は確保されていると思われる。</p>
<p>4.2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。</p> <p>法学部通信教育課程は、通学課程と同等のカリキュラムを提供している。2013年度から実施されている新カリキュラムにおいては、従来必修であった卒業論文に代わり他科目8単位の取得によっても卒業要件を満たすことができるようにした。また、近年は、知的財産法(特講)や刑事政策など、開講科目の充実を図っており、学生の能力育成の観点からみて適切な教育内容が提供されている。</p>
<p>5 教育方法</p>
<p>5.1 能力育成の観点から教育方法および学習指導は適切か。</p> <p>法学部通信教育課程では、毎年開催する学習ガイダンスにおける履修指導のほか、オフィス・アワーを設定して個別的な履修指導を行っており、単位修得状況が思わしくない学生には「履修計画書」の提出を求めるなど、履修指導は適切に行われている。</p> <p>学生の学習指導についても、学習上の疑問点についての「学習質疑」制度を設けているほか、学習相談会で指導機会も設けており、適切と思われる。また、2012年度より通信教育部において学習ガイダンスの機会を増やしており、各学部・学科がその実施に携わっている。</p> <p>「学習質疑」制度の利用状況は、年間に数回程度の利用にとどまっている。学習相談会は、通信教育部事務部が所管しており、利用状況は把握していない。学習ガイダンスは年2回実施され、各回とも30名程度の参加者がいる。</p>
<p>5.2 シラバスに基づいて授業が展開されているか。</p> <p>法学部通信教育課程では、シラバスの適切性については、通信教育課程主任が、兼任講師担当科目についてシラバスを確認し、必要に応じて修正を依頼している。シラバスの確認は、通信教育課程主任が、主任となっていない学務委員と相談しながら、実施している。</p> <p>通信教育課程で授業がシラバスに沿って行われているかがとくに問題となるスクーリング科目については、これを兼任講師が担当する場合、専任教員がシラバスに沿った授業が実施されているかを確認している。具体的には、通信学習科目の科目担当者（専任教員）が、同一分野を取り扱うスクーリング科目の科目責任者を兼ねる体制がとられており、兼任講師が担当するスクーリング科目については、科目責任者が兼任講師と個別にコミュニケーションをとって、シラバス通りに授業が実施されているかを確認している。</p>
<p>5.3 成績評価と単位認定は適切に行われているか。</p> <p>法学部通信教育課程では、口頭試問終了後の3月の法律学科会議において、卒業論文について総括的な審議を行い、同時に成績評価と単位認定の適切性についても検証・確認している。また、スクーリング科目を含むその他の科目についても、法律学科会議でカリキュラム編成の審議等に際して検証している。</p> <p>他大学等における既修得単位の認定については、適切な学部（学科）内基準を設けて実施している。</p>

6 成果
6.1 教育目標に沿った成果が上がっているか。 <p>法学部通信教育課程では、学生の学習成果は、教科ごとのレポートまたは小テスト(メディア・スクーリング授業の場合)、および単位修得試験により測定している。</p> <p>学生の進級については、法学部教授会で判定している。学生の成績分布、試験放棄(登録と受験の差)などについては、年2回通信教育部事務部から通信教育部学務委員に連絡があり、それを学部・学科に報告する体制になっている。</p> <p>学生が教員に相談する機会は、通信教育課程全体で実施されているオフィス・アワー(スクーリング科目の授業の前後に教室で実施)において学生が教員に相談できるほか、学習質疑制度を利用した相談も可能である。また、通教生の集い、学習ガイダンス、卒業論文一般指導の際など、個別的な相談に応じている。必ずしも十分でないことは認識しているが、通信教育課程全体にかかる問題を含んでいるので、法学部のみでの対応は難しいと思われる。</p>
6.2 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。 <p>卒業、卒業保留、退学については、法律学科会議での検討のうえ法学部教授会が認定する体制となっており、この審議過程でこれらの状況を把握している。</p> <p>退学等に至るまでに学生が教員に相談する制度は存在していない。個別には、スクーリング科目の授業の前後や学習ガイダンスの終了後などに相談を受けることはある。通教生の場合、入学の動機、その後の学習のあり方、在学年数などが個人によって大きく異なり、また、職に就いている者も多く、通学課程の学生と比較して、法学部のみでの取組みには限界があると思われる。</p>
7 学生の受け入れ
7.1 学生の受け入れ方針を明示しているか。 <p>法学部通信教育課程では、「学問に真摯に取り組み、生涯学習社会にあって、自己の知識や能力を社会に還元する意欲を持った人材を受け入れることを基本方針」とした、学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を設定している。</p>
7.2 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。 <p>法学部通信教育課程では、定員の未充足に関しては、入学者増加のために入学相談会を実施するとともに、通信学習科目にとどまらない、通信制の学生にとって利用しやすい授業形態(メディア・スクーリング等)の科目を拡充している。また、学習ガイダンスにおいて法律学科での学びに必要な態度・心構え・意義、レポートの書き方、具体的な学習方法などについて指導することにより、離籍者数の減少を目指している。</p> <p>なお、定員充足のあり方は、通信教育課程全体にかかわる重要課題の一つである。ただし、一学科、一部局では如何ともし難い側面もあり、慎重な検討が必要である。</p>
7.3 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的な検証を行っているか。 <p>法学部通信教育課程では、学生募集および入学者選抜の結果については、法律学科会議において必要に応じて検証している。</p>
8 管理運営
8.1 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。 <p>法学部法律学科の通信教育課程に関する事項の実質的な検討は、法律学科会議においてなされている。通信教育課程主任は、法政大学通信教育部学則において位置づけられており、法政大学法学部教授会規程に従い、法学部教授会で選出されている。</p>
9 内部質保証
9.1 内部質保証システム(質保証委員会等)を適切に機能させているか。 <p>法学部では、質保証委員会が通学課程も含む学部全体の質保証活動を行っているが、同委員会委員を学部執行部・通信教育学務委員とは兼務しない者とする事により、活動の独立性を確保している。</p> <p>質保証活動への教員の参加については、法学部質保証委員会が通学課程とあわせて通信教育課程の質保証を行っており、内部質保証システムは適切に機能していると考えられる。</p>
学生支援【任意項目】
学生への生活支援は適切に行われているか。 <p>学生生活について、とくに相談の組織を設けてはいないが、オフィス・アワー等において、個別の学生からの相談に各教員の判断で対応している。また、学生の海外留学等についても相談組織は設けていないが、オフィス・アワー等において、各教員の判断が必要に応じて対応している。これらについては、通信教育課程の性格からみて、現実的な対処と思われる。</p> <p>各種ハラスメント(アカデミックハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等)防止への取り組みに</p>

<p>ついては、通学課程教員が通信教育にもあたることで教育が行われているため、通学課程と同等であり、適切と考えられる。</p>
<p>教育研究等環境【任意項目】</p>
<p>教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。</p>
<p>TA、RA等の教育研究支援体制は整備されていないが、通信教育部のWeb学習相談制度が教育支援の役割を果たしている。</p>
<p>研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。</p>
<p>研究倫理に関する規程の周知、研修会の開催等、研究倫理を浸透させるための取り組みについては、通学課程教員が通信教育にも当たっている。</p>
<p>社会連携・社会貢献【任意項目】</p>
<p>教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。</p>
<p>教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動（シンポジウムや公開講座など）、学外組織との連携協力による教育研究の推進、地域交流や国際交流事業に関する取り組みについては、通学課程教員が通信教育にもあたることで教育が行われている。</p>
<p>その他法令等の遵守状況</p>
<p>特になし</p>
<p>2014年度目標の達成状況に関する所見</p>
<p>法学部通信教育課程の2014年度目標については、着実に取り組まれ、その成果も上げているものと判断される。ただ、本課程の性質上、目標の設定・実施の検証は法律学科会議を中心に進められている。これ自体は、妥当と思われるが、通信課程独自の議論を行う場を制度上設定しておくことも検討に値するのではないか（たとえば、法律学科会議の一定部分を通教会議と位置付けるなど）。</p>
<p>2015年度中期・年度目標に関する所見</p>
<p>法学部通信教育課程の中期目標は、通信教育の特性に即して明確に設定されている。一方で、目標を達成するための取り組みの多くが、通学課程法律学科会議での検討・議論に委ねられているが、その体制で十分かどうかについては吟味する必要があるのではないか。また、卒論を必修としないことなどを含めて、新カリキュラムの成果を評価・検証することも重要な目標と考える。</p>
<p>総評</p>
<p>法学部通信教育課程では、通信教育課程の特質を明確に意識し、反映した取り組みがなされており、その成果を期待したい。ただ、取り組みの多くを通学課程法律学科での検討・議論に委ねるといった体制が適切であるかどうかについては、別個の課程として構築されている以上、引き続き十分に吟味する必要があると考える。特に「生涯学習の担い手」という新しい教育理念・目標が付加された現在、多くの項目で「通学課程と同等であると考えている」ということで、本当によいのだろうか。新しい教育方法・教育指導を模索すべき時ではないかと思われる。</p>